

知事の意見

[全般、事業計画]

- 1 対象事業実施区域及びその周辺は、大半の項目において環境基準を大きく下回る地域であると考えられるので、現状を悪化させないことなどを環境保全目標とすること。
- 2 環境影響評価の実施にあたっては、リスクコミュニケーションの観点から、科学的なデータを積極的に情報提供することにより、周辺住民が安心できるように配慮すること。
- 3 煙突の高さを変更する可能性がある場合には、大気質・景観双方への影響を考慮し、複数ケースを想定した環境影響評価を実施すること。
- 4 処理対象ごみのうちクリーンセンター八乙女最終処分場の掘り起こし残渣の成分を明確にすること。

[大気質、騒音、振動]

- 5 準備書を作成する段階までに処理方式の絞り込みをできるだけ行い、排ガスの環境影響評価は、その中で影響が最も大きくなる条件を設定して行うこと。
- 6 大気質の予測の結果、半径4kmの地点でもかなりの環境影響があり得るようであれば、範囲を広げて人家の分布など地域的な条件も考慮して予測、評価すること。
- 7 観測時期は四季の特徴を把握した上で、各季を代表する時期を設定すること。
- 8 自動車交通の発生に係る環境影響評価は、通学時間帯や通学路を考慮して行うこと。

[低周波音]

- 9 低周波音の環境影響評価の実施にあたっては、発生源データの調査により予測を行うとともに、暗騒音と比較しながら現状に合うような評価方法を検討すること。
- 10 低周波音を発生させない施設設計に努めるとともに、万が一発生した場合の対応策を明記すること。

[水質、水象、地盤沈下]

- 11 河川の氾濫により敷地内に浸水しない対策を検討すること。
また、大雨や洪水により浸水した場合には、施設内の汚水が場外に流出することにより、周辺へ影響を及ぼすことがないように対策を検討すること。
- 12 水象の環境影響評価にあたっては、揚水により影響が及ぶ範囲を明確にし、地盤沈下への影響とも整合性を図ること。

[地形・地質]

- 13 計画地は水害への懸念、掘削による影響、活断層への懸念、隣接する地すべり危険箇所への懸念等が想定されるため、地形・地質を環境影響評価の項目に追加すること。

[植物、動物]

- 14 排ガスの予測の結果、高濃度域が生じ動植物に影響を与えるようであれば、必要に応じて調査範囲を追加すること。
- 15 夜間照明による動植物への影響を極力低減するような施設配置、植栽等を検討すること。
- 16 ミヤマシジミ及びコマツナギについては、範囲を広げて生息及び生育状況の調査を行うこと。
- 17 工事中の雨水等を放流することにより、三峰川の藻類に影響が生じる可能性があるため調査対象に含めること。
- 18 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に指定されている猛禽類について、1 km の範囲で営巣の確認調査を行い、確認された場合には、必要に応じて追加調査を行うこと。
- 19 注目すべき動植物類に関する住民等からの情報の連絡先を明確にするとともに、その情報を確認する体制を整えておくこと。

[触れ合い活動の場]

- 20 季節ごとに人と自然の触れ合い方が違うことを考慮し、調査頻度を見直すこと。
また、調査は、景観や動植物とも関連させた実施を検討すること。
- 21 触れ合い活動の場の調査地点について、高遠城址公園も対象地点に含めること。